

1 1 住宅の省エネリフォームに関する助成制度

税制上の優遇措置

1 固定資産税額の減額措置

省エネ改修工事を行った住宅の翌年分の固定資産税額(120㎡相当分までに限る。)が1年間、3分の1減額されます。省エネ改修工事費用が50万円超であること、賃貸住宅ではないことなどが要件となっています。

対象となる「省エネ改修工事」の要件等は国交省交通省のホームページでご確認ください。
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html

2 所得税額の特別控除

(1) 所得税の控除・投資型減税

50万円を超える工事費用で、決められた要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、25万円を限度として、10%の控除を受けることができます。あわせて、太陽光発電設備を設置する場合は、限度額は35万円となります。

対象となる「省エネ改修工事」の要件等は、国土交通省のホームページでご確認ください。
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html

(2) 所得税の控除・ローン型減税

50万円を超える工事費用で、決められた要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、年末ローン残高の2%又は1%が5年間、所得税から控除されます。借入金で省エネ改修工事を行った方が受けられる控除です。

対象となる省エネ改修工事の要件等は、国土交通省のホームページでご確認ください。
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html

(3) 住宅ローン減税の特別控除

住宅の新築、取得、増改築等を行った場合、住宅ローン等の年末残高の1%が10年間にわたり所得税額から控除されます。

お問合せ先	1の固定資産税について:当該住宅が所在する区にある都税事務所 23区以外は当該住宅が所在する市町村
	2の所得税について:当該住宅が所在する地域を管轄する税務署 管轄の都税事務所及び税務署については東京都主税局のホームページでご確認ください。 http://www.tax.metro.tokyo.jp/jimusho/index.html

出典:一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

補助金

1 東京都の補助金

都は、東京都地球温暖化防止活動推進センターを通じて次のような補助金を実施しています。

◎家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業

家庭において、エネルギー利用の見える化や需給の最適な制御を行うエネルギーマネジメントを推進。

(1) 申請期間

平成 25 年度から平成 27 年度まで

(2) 助成対象者

助成対象機器の所有者

(3) 助成対象機器及び助成額

①蓄電池システム

機器費(税抜)の 1/6 等※機種により異なる(上限 50 万円)

②コージェネレーションシステム(燃料電池等)

機器費(税抜)の 1/4(上限:PEFC19 万円、SOFC21 万 5 千円、ガスエンジンコージェネレーション 22 万 5 千円)

③ビークル・トゥ・ホームシステム

1システム当たり10万円(定額)。電気自動車と同時購入の場合、25万円(定額)

※太陽光発電システムを上記対象機器とともに導入する場合、1kW 当たり2万円(上限19万9千円)を増額して補助

※HEMS 等への補助は実施しない。

(4) 助成条件

①HEMS(家庭のエネルギー管理システム)等の設置

②都内の住宅に新規で設置

問合せ先:東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

TEL03-5320-7544 <http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hems/>

2 国の補助金

(1)既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業

申請期間 平成26年度、平成27年度

この事業は、高性能建材の市場拡大と価格の低減により既築住宅の省エネ改修を促し、省エネを推進するため省エネルギー性能の高い高性能建材を用いた改修を行う者に補助金を交付し、予算の範囲内において、その活動を支援するものです。事業の詳細については、ゼロ・エネルギー化推進室の下記 HP に掲載されています。

<http://zero-ene.jp/material/top.html>

(2)長期優良住宅化リフォーム推進事業

申請期間 平成26年度、平成27年度

この事業は、インスペクション、性能向上のためのリフォーム及び適切なメンテナンスによる住宅ストックの長寿命化を図る優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅のストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の醸成を図るものです。

ア主な事業要件

以下の要件を満たす住宅のリフォーム工事事業

① リフォーム工事前にインスペクションを行い、工事後に維持保全計画を作成すること。

② 住宅の性能向上のためのリフォーム工事を行うこと。

③ リフォーム工事後に少なくとも劣化対策と耐震性について一定の基準を満たすこと。

イ補助対象費用

下記に示す長期優良住宅化リフォーム推進事業に要する費用とする。

① 耐震性、劣化対策、省エネ性等の住宅性能向上のための工事

② ①以外の住宅性能の向上に資する工事

③ インスペクションの実施、住宅リフォームの履歴情報や維持保全計画の作成に要する費用等
事業の詳細については、独立行政法人建築研究所の下記の HP に掲載されています。

http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

3 区市町村の支援策

(1) 太陽光発電システム、太陽熱利用システム

都内各自治体の環境(温暖化)web サイトが、東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)のホームページにて紹介されています。

<http://www.tokyo-co2down.jp/guide/consult/link>

(2) 省エネリフォーム等

省エネリフォーム等への支援を実施している自治体もありますので、ご確認ください。

省エネ住宅ポイント

省エネ住宅ポイントは地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的として、一定の省エネ性能を有する住宅を新築された方やエコリフォームをされた等方に対して、一定のポイントを発行し、これを使って様々な商品等と交換できる制度です。

1 ポイントの発行対象となる工事の期間

(1) エコ住宅の新築、エコリフォーム

閣議決定日(平成26年12月27日)以降に請負契約等を結び、契約締結日から平成28年3月31日までに建築着工したもので、平成27年2月3日以降に工事が完了したものを対象とします。

(2) 完成済購入タイプ

平成26年12月26日までに完成済みの新築の省エネ住宅で、平成27年2月3日以降に売買契約を締結するものを対象とします。

2 ポイントの発行対象

(1) エコ住宅の新築 (2) エコリフォーム (3) 完成済購入タイプ

3 発行されるポイント数

(1) エコ住宅の新築等 : 1戸当たり 300,000 ポイント

(2) エコリフォーム (300,000 ポイントを上限とします※1)

※1 耐震改修を行う場合は、30 万ポイントの上限とは別にポイントが加算されます。

窓の断熱改修	内窓設置 外窓交換	大(2.8㎡以上) 20,000ポイント	中(1.6㎡以上2.8㎡未満) 14,000ポイント	小(0.2㎡以上1.6㎡未満) 8,000ポイント
	ガラス交換	大(1.4㎡以上) 8,000ポイント	中(0.8㎡以上1.4㎡未満) 5,000ポイント	小(0.1㎡以上0.8㎡未満) 3,000ポイント
外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	外壁	120,000ポイント (60,000ポイント※2)	屋根・天井	36,000ポイント (18,000ポイント※2)
	床	60,000ポイント (30,000ポイント※2)	※2 部分改修の場合の発行ポイント数を示す。	
エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム	24,000ポイント	節水型トイレ	24,000ポイント
	高効率給湯器	24,000ポイント	節湯水栓	3,000ポイント
	高断熱浴槽	24,000ポイント		
バリアフリー改修 (60,000ポイントを上限とします。)	手すりの設置	6,000ポイント	段差解消	6,000ポイント
			廊下幅等の拡張	30,000ポイント
リフォーム瑕疵保険への加入	11,000ポイント	耐震改修※1	150,000ポイント	

4 ポイントの交換対象

・ 省エネ・環境配慮製品、地域産品、商品券・プリペイドカード、環境寄付等

5 ポイントの申請期間

(1) ポイントの申請期間 エコ住宅の新築、エコリフォーム、完成済購入タイプ

: 受付開始 平成27年3月上旬(事務局選定後に公表)

期限 予算の執行状況に応じて公表

※ 遅くとも平成27年11月30日までに締切

(2) ポイントの交換期間 エコ住宅の新築、エコリフォーム、完成済購入タイプ

: 受付開始 平成27年3月上旬(事務局選定後に公表)

期限 平成28年1月15日

お問合せ先	省エネ住宅ポイント事務局 コールセンター tel : 0570-053-666 ナビダイヤル IP 電話等からのご利用 03-4334-9381 ※通話料が掛かります。 受付時間 9 : 00~17 : 00 (土・日・祝日を含む) ホームページ http://shoeneitaku-points.jp/
-------	---

住宅の省エネルギーフォームガイドブック

登録番号 (26) 153

2015(平成27)年3月 発行

編集・発行 東京都 都市整備局 住宅政策推進部 民間住宅課
新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 03-5320-5006

印刷 三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町2-32-1 電話 03-5276-0811

